

第4節 障害児福祉計画（第1期）

障害児の健やかな育成のためには、障害児は特別な存在ではなく、他の子どもと同じ子どもであるという認識のもと、子育て施策に加えて、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行い、可能な限り他の児童も含めた集団の中での「育ち」を保障していくことが重要です。

このため、障害児及びその家族に対し、障害の有無が明確でない段階から身近な地域で切れ目のない支援ができるよう障害児通所支援や障害児相談支援の充実を図るとともに、地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが地域で共に成長できるように、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進します。

1 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児福祉計画（第1期）は、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、保健、医療、保育、教育等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指します。

障害児支援の提供体制の確保に関しては、次の5つの視点を基本的な考え方として設定し、障害児の「療育・保育・教育体制の充実」に向けた取組を展開していきます。

- ① 乳幼児期から成人期につなぐ切れ目のない地域支援体制の構築
- ② 保育、教育、医療等の関係機関と連携した総合的な支援
- ③ 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

また、障害児福祉計画は、障害児支援の提供体制に係る保健・医療・保育・教育等の関係機関との連携や次世代育成支援行動計画（第3期）との整合性を保ちながら推進します。

あわせて、障害福祉計画と同様に、「成果目標」を設定し、この目標達成に向けた「活動指標」の設定とPDCAサイクルに基づく年度ごとの評価や計画の見直しを行います。

2 本市における障害児保育、教育等の現状

○障害児保育の状況

■保育所・幼稚園等における支援を要する児童数

年度			平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
保育所・認定 こども園等	箇所数	か所	42	45	57	61	65
	児童数	人	631	638	649	692	594
市立幼稚園	箇所数	か所	12	12	12	12	12
	児童数	人	148	140	149	158	152
要配慮児童数合計		人	779	778	798	850	746

*各年度5月1日現在

■小中学校での状況（支援学級数ならびに支援学級在籍数）

年度			平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
市立小学校	学校数	校	32	32	32	32	32
	学級数	組	137	139	154	160	169
	児童数	人	680	727	812	857	919
市立中学校	学校数	校	14	14	14	14	14
	学級数	組	53	57	60	61	68
	生徒数	人	201	236	268	301	325
支援学級在籍者合計		人	881	963	1,080	1,158	1,244

*各年度5月1日現在

■学童保育での状況（支援学級在籍の児童数）

年度		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
児童数	人	85	94	137	169	177

*各年度5月1日現在

3 成果目標

(1) 児童発達支援センター

障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて医療の提供を行う「医療型」があります。

【目標値設定の考え方】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターあけぼの学園（福祉型）と藍野療育園（医療型）をそれぞれ1か所設置しています。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
福祉型児童発達支援センター	か所	1	1	1
医療型児童発達支援センター	か所	1	1	1

児童発達支援センターは、本市における障害児支援の中核として、単独あるいは連携し障害児相談支援や保育所等訪問支援を実施しています。

引き続きほかの関係機関と広く連携することにより、様々な機会を通じ市内の障害児支援事業者等への後方支援に努めます。

(2) 保育所等訪問支援

保育所など児童が集団生活を営む施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行う事業です。

【目標値設定の考え方】

本市では、国の考え方にに基づき、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、身近な地域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しています。

サービス等種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
保育所等訪問支援事業所数	か所	3	3	3

保育所等訪問支援を実施できる事業所は、現在市内に3か所ありますが、包摂（インクルージョン）をすすめるため、引き続き、保護者や受け入れ先である保育所、幼稚園、学校等のサービス内容の理解を進めるための取組を行います。

(3) 医療的ニーズへの対応

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を行います。

【目標値設定の考え方】

市内には、重症心身障害児が利用することのできる児童発達支援事業所が2か所（医療型児童発達支援センターを含む）、放課後等デイサービス事業所が3か所ありますが、重症心身障害児がより身近な地域に必要な支援を受けられるように、平成32年度（2020年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を新たに1か所確保することに努めます。

サービス等種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
重症心身障害児が利用することのできる児童発達支援事業所数 （医療型児童発達支援センターを含む）	か所	2	2	2
重症心身障害児が利用することのできる放課後等デイサービス事業所数	か所	3	3	4

(4) 医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

【目標値設定の考え方】

医療的ケア児に対しては、保健、医療、福祉、保育、教育等多くの分野の支援が必要であり、総合的な支援体制の構築に向けて、茨木市障害者地域自立支援協議会等での検討を踏まえ、平成30年度（2018年度）末までに、関係機関が連携を図るための協議の場を設けることに努めます。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
関係機関の協議の場を設置	か所	1	1	1

(5) コーディネーターの配置

医療的ケアが必要な児童に対しては、保健、医療、福祉、保育、教育等多くの分野が共通の理解に基づき、協働して支援する必要があることから、関連分野の支援を調整するコーディネーターを、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に平成30年度（2018年度）末までに配置します。

4 活動指標

(1) 障害児通所支援

平成24年(2012年)4月の法改正により、障害者自立支援法上のサービスから、児童福祉法上のサービスである障害児通所支援に位置付けられました。

【目標値設定の考え方】

未就学児対象の児童発達支援、医療型児童発達支援については、対象年齢が限られており、利用者数の大きな変動はなく、概ね現状のまま推移することが予想されます。

放課後等デイサービスについては、支援学級、支援学校等に在籍する児童・生徒の増加に伴い、引き続き利用者の増加が見込まれます。

保育所等訪問支援については、サービス提供体制が整っており、今後インクルーシブな保育・教育の推進に伴い、少しずつ利用者が増加するものと見込まれます。

また、居宅訪問型児童発達支援については、対象となる児童の状況を考慮しつつ、必要な体制整備をする必要があります。

【見込み量確保のための方策】

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスについては、既に市内において十分な提供体制が確保されていますが、引き続き各事業所のサービス内容の向上に努める必要があります。保育所等訪問支援については、引き続き、利用者（保護者）や受け入れ先である保育所、幼稚園、学校等に対して事業の理解が進むように制度の周知等に努めます。また、居宅訪問型児童発達支援については、今後の支援ニーズや対象者の把握に努める必要があります。

事業名	事業内容
児童発達支援	就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び医療の提供を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	医療的ケアが必要な児童等で、通所支援を受けるための外出が困難な児童に対して、居宅を訪問し日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
児童発達支援	人	496	496	496
	人日	2,395	2,395	2,395
医療型児童発達支援	人	90	90	90
	人日	629	629	629
放課後等デイサービス	人	990	1,089	1,198
	人日	6,226	7,408	8,815
保育所等訪問支援	回	16	20	24
居宅訪問型児童発達支援	回	5	5	5

* 数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」
 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は、は1か月当たりの利用人員

(2) 障害児相談支援

個々の障害児に対して本人や家族等のニーズに応じたきめ細かな支援を実施するため、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【目標値設定の考え方】

障害児相談支援については、相談支援専門員の不足等により、現在すべての障害児通所支援利用者に対応できていない状態であり、引き続き相談支援体制の充実に努める必要があります。

【見込み量確保のための方策】

相談支援員の増員や新規事業所の開設を働きかけるなど、障害児相談支援体制の更なる充実に努める必要があります。

サービス種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害児相談支援	人	86	102	118

* 障害児相談支援は1か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

5 茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）との調和について

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるように地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、障害児福祉計画（第1期）と保育等のニーズ量を定めている「次世代育成支援行動計画（第3期）」との整合を図りつつ推進していく必要があります。

「次世代育成支援行動計画（第3期）」では、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの子育て支援施策のサービス量の見込を設定しており、平成29年（2017年）9月に中間見直しを行いました。

茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）より

①年齢別人口の推移

■年齢別人口

(人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
0歳	2,515	2,488	2,427	2,389	2,355
1歳	2,551	2,534	2,496	2,436	2,398
2歳	2,611	2,577	2,548	2,511	2,452
3歳	2,758	2,666	2,623	2,594	2,557
4歳	2,853	2,745	2,642	2,598	2,570
5歳	2,928	2,890	2,843	2,634	2,590
6歳	2,942	2,977	2,952	2,925	2,668
7歳	2,926	2,893	2,945	2,890	2,904
8歳	2,793	2,919	2,890	2,939	2,863
9歳	2,736	2,790	2,916	2,885	2,943
10歳	2,706	2,733	2,788	2,895	2,881
11歳	2,811	2,627	2,639	2,703	2,801
合計	33,130	32,839	32,709	32,399	31,982

②幼児期の教育・保育施設サービス等の量の見込み

■ 1号認定（3～5歳児が対象、幼稚園の利用希望がある認定区分）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
推計児童人口		8,539	8,301	8,108	7,826	7,717
量 の 見 込 み	1号認定	4,379	4,257	4,158	4,337	4,384
	2号認定	722	702	686		
	他市の子ども（受入）	664	439	239	239	239
	①計	5,765	5,398	5,083	4,576	4,623
確 保 の 内 容	幼稚園 （特定教育・保育施設）	1,945	1,945	160	965	965
	認定こども園 （特定教育・保育施設）	30	270	1,353	944	944
	確認を受けない幼稚園	4,095	4,095	4,095	4,095	4,095
	他市通園（市内の子ども）	571	546	546	546	546
	②計	6,641	6,856	6,154	6,550	6,550
差（②-①）		876	1,458	1,071	1,974	1,927

■ 2号認定（3～5歳児が対象、保育の必要性がある認定区分）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
推計児童人口		8,539	8,301	8,108	7,826	7,717
見 込 の 量	保育利用希望（人）	3,037	2,953	2,884	3,113	3,167
	①計	3,037	2,953	2,884	3,113	3,167
確 保 の 内 容	認定こども園 （特定教育・保育施設）	1,330	1,427	1,663	2,148	2,194
	保育所 （特定教育・保育施設）	1,425	1,524	1,539	1,017	1,037
	その他 （待機児童対策事業）	21	21	21	69	99
	②計	2,776	2,972	3,223	3,234	3,330
差（②-①）		-261	19	339	121	163

*その他（待機児童対策事業）には、待機児童保育室及び私立幼稚園小規模保育事業卒園児受入推進事業を含みます。

■ 3号認定（0～2歳児が対象、保育の必要性がある認定区分）

0歳児

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
推計児童人口		2,515	2,488	2,427	2,389	2,355
見込みの量	必要利用定員総数	660	652	636	418	436
	①計	660	652	636	418	436
確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設)	234	290	295	167	170
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	205	232	252	298	304
	地域型保育事業	66	72	72	83	83
	その他 (待機児童対策事業)	6	6	6	3	3
	②計	511	600	625	551	560
差(②-①)		-149	-52	-11	133	124

1・2歳児

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
推計児童人口		5,162	5,111	5,044	4,947	4,850
見込みの量	必要利用定員総数	2,149	2,127	2,100	2,210	2,202
	①計	2,149	2,127	2,100	2,210	2,202
確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設)	791	998	1,008	652	658
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	695	836	890	1,165	1,179
	地域型保育事業	143	156	156	320	320
	その他 (待機児童対策事業)	83	83	83	97	97
	②計	1,712	2,073	2,137	2,234	2,254
差(②-①)		-437	-54	37	24	52

保育利用率（0～2歳児）	36.6%	36.6%	36.6%	35.8%	36.6%
--------------	-------	-------	-------	-------	-------

*保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口

■地域子育て支援拠点事業

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
①利用者数		180,268	178,437	175,431	172,261	169,185
確保の内容	②受入可能人数（人日）	127,869	138,469	149,069	162,319	171,619
	実施か所数（か所）	20	22	24	24	25
差(②-①)		-52,399	-39,968	-26,362	-9,942	2,434

■乳児家庭全戸訪問事業

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
①訪問対象者数 (人)	2,515	2,488	2,427	2,389	2,355
②確保の内容 (人)	2,515	2,488	2,427	2,389	2,355
差 (②-①)	0	0	0	0	0

■養育支援訪問事業

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
①訪問対象者数 (人)	18	18	18	18	18
②確保の内容 (人)	18	18	18	18	18
差 (②-①)	0	0	0	0	0

■時間外保育事業 (延長保育事業)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	
①利用者数	2,281	2,236	2,042	2,199	2,242	
内容 確保の	②定員 (人)	4,650	4,650	5,584	6,019	6,144
	実施か所数 (か所)	45	45	72	75	75
差 (②-①)	2,369	2,414	3,542	3,820	3,902	

■幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり (預かり保育)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	
利用者数 (人日)	1号認定による利用	34,592	33,628	146,305	149,143	150,626
	2号認定による利用	72,520	70,499			
	①計	107,112	104,127	146,305	149,143	150,626
確保の 内容	②受入可能人数 (人日)	725,785	741,325	409,305	414,180	414,180
	実施か所数 (か所)	24	24	41	41	41
差 (②-①)	618,673	637,198	263,000	265,037	263,554	

■その他の一時預かり (保育所等)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	
①利用者数	10,414	10,269	13,664	13,423	13,224	
内容 確保の	②受入可能人数 (人)	8,895	9,165	34,664	34,664	34,664
	実施か所数 (か所)	26	29	31	31	31
差 (②-①)	-1,519	-1,104	21,000	21,241	21,440	

■放課後児童健全育成事業（学童保育）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	
低 学 年	①利用者数（人）	1,899	1,933	1,973	2,599	2,693	
	確保の 内容	②定員（人）	2,183	2,320	2,442	3,003	3,197
		実施か所数（か所）	32	32	32	35	35
	差（②－①）		284	387	469	404	504
高 学 年	①利用者数（人）	106	105	108	65	118	
	確保の 内容	②定員（人）	0	0	0	0	0
		実施か所数（か所）	0	0	0	0	0
	差（②－①）		-106	-105	-108	-65	-118